

# 秘密保護法 解説

## 第18回 シンポジウム「動き出した秘密保護法—検察, 裁判所にこの法律の暴走が止められるか?」開催!

秘密保護法対策本部副本部長 出口 かおり (64期)

2014年12月, ついに特定秘密保護法が施行された。今後の課題は, この法律の暴走を如何に食い止めるかである。そのような問題意識から, 市民生活に関わりのありそうな事項を特定秘密に含んでいる別表3号(特定有害活動の防止)と4号(テロリズムの防止)に焦点を当て, これらの別表に関わる公安警察の暴走を検察官や裁判所は止められるかというテーマで本年2月17日にシンポジウムを開催した。施行後ということもあって, 参加者が少なくなることを心配したが, 100名を上回る盛況だった。

### 基調講演

基調講演は, 「売国」(文藝春秋)で秘密保護法がらみの検察捜査を描いた, 小説家の真山仁氏。新聞記者出身の同氏は秘密保護法に強い懸念を抱いており, この作品を書くためにアメリカで取材をしたときのエピソードとして, 政府関係者ですら, 「政府は必ず嘘をつく。秘密は必ずいつか開示するというルールを作る。政治は何かを秘密にすればするほどおかしくなる」と指摘していた, NGOやNPOの情報公開請求活動も活発だったという。日本は, 他国にもあるからと性急に秘密保護法を作ってしまった。正しく使われているか, 知る権利を守るために多くの人が関心を持つことが大切だと訴えた。

### パネルディスカッション

パネルディスカッションでは, 元北海道警察釧路方面本部部長の原田宏二氏, フリージャーナリストの常岡浩介氏, 常岡氏の代理人として捜索差押えに対する準抗告申立をした当対策本部の本部長代行の堀敏明弁護士と, 真山氏も加わって意見交換した。

原田氏は, 警察署長時代に署内の警備公安から業務報告がなく, 何をしているか全くわからなかった,

公安警察は刑事警察と異なり検察庁に事件を送致し起訴, 有罪に持ち込むという発想がなく, 対象団体や人物の身辺調査をすること自体を目的としているので歯止めがない, 公安委員会は名ばかりの存在でチェック機能を果たしていない, 公安警察が秘密保護法の解釈運用に関わったらどのような運用をするかわからないと指摘した。

常岡氏は, IS(「イスラム国」)に潜入取材できた先進国のジャーナリスト2名のうちのひとりで, 昨年9月, ISの司令官から「湯川さんの裁判を行うから取材に来ないか」と連絡を受けたことを契機に, 裁判の通訳を依頼されたイスラム法学者の中田考氏とともに, 湯川さん救出のためにISへ向かう準備をしていたところを, 警視庁公安部外事三課に私戦予備・陰謀罪の容疑で家宅搜索され, 同罪の被疑者とされて, 出国できなくなった。他方, 外事三課は, 湯川さんがISで拘束されていることを昨年8月に知ったにもかかわらず放置し, インターネットに身代金要求の動画が出て大騒ぎになってようやく捜査本部を設置しただけだった, 外事三課が人質救出に動かず, 私戦予備・陰謀罪容疑を口実に情報収集を優先したことは許しがたいと, 厳しく批判した。

堀弁護士は, 準抗告を申し立てるにあたり, 明治以降適用されたことのない私戦予備・陰謀罪という被疑事実を外事三課及び令状裁判官がどう特定していたのかわからなかった, 準抗告をしたらこれを棄却した合議体が「一件記録によれば」の一言でほとんど理由も付さず簡単に同罪の嫌疑があると認めたことに呆れ, 私戦予備・陰謀罪という構成要件の曖昧な条文でも簡単に捜索差押許可状が出, 準抗告で争っても裁判所が簡単に同罪の嫌疑があると認めたことに照らし, 特定秘密保護法の罰則規定の解釈や適用もルールに行われるおそれがあると訴えた。